

アメリカ経済政策の転換（承前）

現代アメリカの経済政策と産業空洞化（VI）

小松 聡

The Change of American Economic Policies
American Economic Policies and the Industrial Hollowing (VI)

Satoshi KOMATSU

第一章 高圧的経済政策の展開

『筑波大経済学論集』第三三号）

第二章 アメリカ産業の空洞化

（同、第三四号、第三五号）

第三章 内需主導型経済発展の限界

（同、第三七号）

第四章 経済政策の転換 蓄積構造の変化

第一節 財政政策 O B R A 政策の展開

1 レーガン政権の「八五年財政収支均衡法」

2 ブッシュ政権の「O B R A 90」

3 クリントン政権の「O B R A 93」

（本誌第三集）

第二節 財政動向の実態（本号）

第三節 高圧的対外経済政策の強行

第五章 九〇年代のアメリカ経済構造

（補）アメリカ産業の動向
外需依存型経済発展の限界

（補）アメリカ産業の動向

結び ポスト・アメリカ資本主義時代へ

第二節 財政動向の実態

以上みたように、歴史上未曾有な規模の積極的赤字財政政策を強行したレーガン政権は、八五年に入るや政策転換し、「予想される財政赤字があまりにも大きく、財政赤字は削減されなければならぬ」（一九八五年二月大統領経済教書、Economic Report of the President, 1985, p. 7）として財政引き締めを「優先課題」に位置付けて、漸次的な赤字削減と五年後の赤字ゼロ達成目標を内容とする「八五年財政収支均衡法」（Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985）を成立させた。レーガン大統領は、「議会と協力して連邦支出および財政赤字を削減してゆぐための手段として」、強力に同法を「賞賛しかつ支持した」（Eco. Rep. of the Presi., 1986, p. 8）のであった。引きつづいてレーガノミックスによる巨額な財政・貿易の「双子の赤字」等「大いなるマイナス遺産」の清算の任務を負わされた後継のブッシュ共和党政権も、「財政再建」を「最優先課題」に掲げて、「増税なき財政再建」＝「財政支出の「弾力的凍結」による財政収支均衡化達成の基本方針を打ち出し、大幅な歳出削減を中心とする「OBRA 90」（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990）を制定した。さらに、九三年一月にブッシュ政権に代って登場したクリントン民主党政権も、「経済再建」策の最大眼目は「財政赤字を十分に削減すること」、「真の歳入増加、真の歳出削減、真の財政赤字削減を行う」ことにあると強調して（九三年二月一七日「包括的経済政策に関する大統領演説」、本格的増税と大規模な歳出削減の双方を含んだ「史上最大の赤字削減パッケージ」として「OBRA 93」（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993）を、同年八月に制定した。以上の八〇年代後半以降に成立した

「八五年財政収支均衡法」「OBRA 90」などはいずれも、政府行政当局と連邦議会にたいしてその遵守を義務付けた財政規律法であり、それら財政法の制定によって多年度間にわたり財政スペンディングを制約する法的制度的メカニズムがアメリカ経済のなかにビルトインされたのであった。以下、それら財政規律法下の八〇年代後半以降におけるアメリカ国家財政の実態と動向をみてみよう。

財政支出 まず連邦財政支出を、裁量的支出（経常的予算権限にもとづく歳出予算経費で、毎年度この立法措置を必要とする、国防費・国際関係費・科学宇宙技術開発費・農業関係費・都市地域開発費・教育費など）と義務的支出（恒久的予算権限にもとづく歳出予算経費で、毎年度自動的に規定額の歳出が認められ、いちいち年度毎の議決を要しない。老齢遺族障害年金保険・公務員退職年金保険・失業保険・メディケア・貧窮老人・盲人障害者扶助・低所得家庭への食糧住宅援助費など）に別けてみてみると、裁量的支出の対GDP比率は八五年度の 10.1% から九〇年度 8.8% 、九六年度には 7.1% へ大幅に減少している（第36表参照）。裁量的支出は、国防費、国際関係費、国内費に大別されるが、そのうちとくに国防費の比率が目立って低下している。一九八七年におけるINF（中距離核戦力）全廃条約の米ソ調印や八九年二月のブッシュ・ゴルバチョフ米ソ首脳による東西冷戦終結宣言、「ベルリンの壁」の崩壊（八九年一月）等にとともに米ソ軍拡競争の終焉と軍縮化の政治的気運の高まりおよび「OBRA 90」「OBRA 93」による国防経費にたいする上限枠（Cap）設定措置（国防費の上限枠は絶対額で減額、前掲第32、34表参照）によって、国防支出は八九年度の三〇四〇億ドルをピー

第36表 連邦財政支出の対GDP比率（1985 - 98年度）

（％）

| 会計年度 | 全支出 | 裁 量 的 支 出 | | | | 義 務 的 支 出 | | | | | 純利払い |
|-------------------|------|-----------|-----|------|-----|-----------|------|-------|-------------------|--------------------|------|
| | | 全体 | 国防 | 国際関係 | 国内 | 全体 | 社会保障 | 預金保険 | 福祉 ⁽¹⁾ | その他 ⁽²⁾ | |
| 1985 | 23.1 | 10.1 | 6.2 | 0.4 | 3.5 | 9.8 | 4.5 | - 0.1 | 1.5 | 3.8 | 3.2 |
| 86 | 22.6 | 10.0 | 6.3 | 0.4 | 3.4 | 9.5 | 4.5 | | 1.5 | 3.4 | 3.1 |
| 87 | 21.8 | 9.6 | 6.1 | 0.3 | 3.2 | 9.2 | 4.5 | 0.1 | 1.5 | 3.1 | 3.0 |
| 88 | 21.5 | 9.4 | 5.9 | 0.3 | 3.2 | 9.1 | 4.4 | 0.2 | 1.6 | 2.9 | 3.1 |
| 89 | 21.4 | 9.1 | 5.7 | 0.3 | 3.1 | 9.1 | 4.3 | 0.4 | 1.6 | 2.8 | 3.2 |
| 1990 | 22.0 | 8.8 | 5.3 | 0.3 | 3.2 | 10.0 | 4.3 | 1.0 | 1.7 | 3.0 | 3.2 |
| 91 | 22.6 | 9.1 | 5.5 | 0.3 | 3.3 | 10.2 | 4.6 | 1.1 | 2.0 | 2.5 | 3.3 |
| 92 | 22.5 | 8.7 | 4.9 | 0.3 | 3.5 | 10.6 | 4.6 | | 2.3 | 3.6 | 3.2 |
| 93 | 21.8 | 8.3 | 4.5 | 0.3 | 3.5 | 10.3 | 4.7 | - 0.4 | 2.4 | 3.7 | 3.1 |
| 94 | 21.4 | 7.9 | 4.1 | 0.3 | 3.5 | 10.5 | 4.6 | - 0.1 | 2.5 | 3.4 | 3.0 |
| 95 | 21.1 | 7.6 | 3.8 | 0.3 | 3.5 | 10.3 | 4.6 | - 0.2 | 2.5 | 3.4 | 3.2 |
| 96 | 20.7 | 7.1 | 3.5 | 0.2 | 3.3 | 10.4 | 4.6 | - 0.1 | 2.5 | 3.4 | 3.2 |
| 97 | 20.1 | 6.9 | 3.4 | 0.2 | 3.2 | 10.1 | 4.5 | - 0.2 | 2.3 | 3.5 | 3.1 |
| 98 ⁽³⁾ | 20.0 | 6.5 | 3.2 | 0.2 | 3.2 | 10.5 | 4.5 | - 0.1 | 2.3 | 3.7 | 2.9 |

0.05%以下

(1) ミニスタストをとまなう資格支出（メディアケイド、AFDC、SSI、食糧スタンプ、子供の栄養計画、その他）

(2) 分類できない相殺受取勘定（資産売却等）も含む。

(3) 評価。

（出所）Budget of U. S. Govern. F. Y. 1999, Historical Tables, p. 120.

クにして以降漸減傾向を示し、九四年度二八二三億ドル、九六年度には二六六〇億ドルへ、九二年度不変価格ベースでは八九年度三三八億ドルから九六年度には二四〇五億ドルへそれぞれ一二・五%、二九・〇%も絶対的に減少している。その結果国防支出のGDP(名目値)にたいする比率は八五年度の六・二%から九〇年度五・三%、九六年度には三・五%へ、全連邦財政支出に占める比率は同じく二六・七%から二四・〇%、一七・〇%へ、それぞれ約二分の一の水準に激減している(Hist. Tables: Budget of the U. S. Govern. F. Y. 1999, pp. 117-119) ①。その他、一般行政費・公共事業・教育訓練費等を含む国内経費の対GDP比率は八五年度の三・五%から九六年度には三・三%へ、対外援助・対外関係・国際金融計画費等国際関係支出の比率も同じく〇・四%から〇・二%へ、それぞれ〇・二%ずつ低下している。合わせて裁量的支出の対GDP比率は八五 九六年度間に三・〇%の縮小になっている。

他方、義務的支出の対GDP比率は八五年度の九・八%から九〇年度一〇・〇%、九六年度には一〇・四%と〇・六%の若干の増加にとどまっている(第36表参照)②。義務的支出の内訳は、社会保障費(高齢遺族・障害年金保険)および福祉的経費(メデイケイド・フードスタンプ・要保護児童家庭扶助・高齢者扶助・児童栄養扶助など公的扶助費)、その他(メデイケア・連邦公務員年金・鉄道退職者年金・失業保険給付・退役軍人恩給費等)からなるが、このうち福祉的支出の比率が八五 九六年度間に一・五%から二・五%へ一・〇%、社会保障支出が同じく四・五%から四・六%へ〇・一%上昇し、反対にその他が三・八%から三・四%へ〇・四%減少している。なお、国債利払い費の対GDP比率は同期間に三・二%のまま同じ水準である。

右のように、裁量的支出比率の大幅減少、義務的支出比率の微増、国債利払い費の横ばいの結果、それらの項目を合算した連邦財政支出全体の対GDP比率は、八五年度の二三・一%から九〇年度二二・〇%、九六年度には二〇・七%へ傾向的に低下している(第36表参照)③。連邦財政支出の相対的圧縮化がすすんだのは明らかである。

財政収入 逆に、連邦財政収入の対GDP比率は、八五年度の一七・九%から九〇年度一八・二%、九六年度には一九・三%へ傾向的に増加し、この間一・四%上昇している(第37表参照)④。同財政収入は、個人所得税、法人所得税、社会保障税(高齢遺族・障害年金保険掛け金)連邦税として企業と従業員から強制的に徴収される、他)、消費税、その他(遺産贈与税、関税など)からなるが、八五 九六年度間に法人所得税収が一・五%から二・三%へ、個人所得税収八・二%から八・七%へ、社会保障税六・五%から六・八%へ、それぞれ〇・八%、〇・五%、〇・三%ずつ比率が増加したのに対して消費税は〇・九%から〇・七%へ、その他〇・九%から〇・八%へ、〇・二%、〇・一%比率が減少している。また、同期間における税収絶対額の伸び率をみると、法人所得税収が一八〇%、個人所得税収が九六%で平均の伸び率九八%を上回るかそれ並みであり、社会保障税収は九二%、その他六九%、消費税収五〇%の伸びにとどまり、この間の税収増加が主に増加寄与率の約六割をしめる法人所得税と個人所得税の増収によるのは明らかである(ibid., pp. 27 ⑤より算出)。

法人所得税収の増加は、「OBRA 93」による税率引上げ(課税所得一千万ドル超の限界税率の三五%への引上げ)及び持続的

第37表 連邦財政収入の対GDP比率(1985 - 98年度)

(%)

| 会計年度 | 全収入 | 個人所得税 | 法人所得税 | 社会保障税 ⁽¹⁾ | 消費税 | その他 ⁽²⁾ |
|-------------------|------|-------|-------|----------------------|-----|--------------------|
| 1985 | 17.9 | 8.2 | 1.5 | 6.5 | 0.9 | 0.9 |
| 86 | 17.6 | 8.0 | 1.4 | 6.5 | 0.8 | 0.9 |
| 87 | 18.6 | 8.5 | 1.8 | 6.6 | 0.7 | 0.9 |
| 88 | 18.4 | 8.1 | 1.9 | 6.7 | 0.7 | 0.9 |
| 89 | 18.5 | 8.3 | 1.9 | 6.7 | 0.6 | 0.9 |
| 1990 | 18.2 | 8.2 | 1.6 | 6.7 | 0.6 | 1.0 |
| 91 | 18.0 | 8.0 | 1.7 | 6.8 | 0.7 | 0.9 |
| 92 | 17.8 | 7.7 | 1.6 | 6.7 | 0.7 | 0.9 |
| 93 | 17.8 | 7.9 | 1.8 | 6.6 | 0.7 | 0.8 |
| 94 | 18.4 | 7.9 | 2.1 | 6.7 | 0.8 | 0.9 |
| 95 | 18.8 | 8.2 | 2.2 | 6.7 | 0.8 | 0.9 |
| 96 | 19.3 | 8.7 | 2.3 | 6.8 | 0.7 | 0.8 |
| 97 | 19.8 | 9.3 | 2.3 | 6.8 | 0.7 | 0.8 |
| 98 ⁽³⁾ | 19.9 | 9.2 | 2.3 | 6.8 | 0.7 | 0.9 |

(1) 社会保障(老齢・遺族・障害)税、メディケア拠出金、失業保険税、鉄道退職年金税、その他。

(2) 財産贈与税、関税、雑収入など。

(3) 評価。

(出所) F. Y. 1999, Historical Tables, pp. 31-32.

な景気上昇と徹底的なリストラ等による企業利益の急増による。一九九一年三月を「底」とする景気回復とその後の好況は、企業の大胆なリストラ・ダウンサイジング・リエンジニアリング(雇用削減、不採算事業部門の切り捨て、分社化、情報通信機器の応用による生産・流通・経理等事務部門の組織改革・効率化)をもたう企業収益主導の経済成長といわれ、GDPの伸び率をはるかに上回って企業収益率は上昇している。九一―九六年間に実質GDP年平均成長率二・二%にたいして税引前企業実質利益の年平均増加率は七・七%に達している(大蔵省『調査月報』第八七巻第四号、一八頁)。また個人所得税の増加は、「OBRA 90」「OBRA 93」による税率引き上げ(最高限界税率を前者では以前の二八%から三一%へ、後者ではさらに三九・六%へ引上げ)と、とくに株価高騰による資産効果によるとみられている。株価(ニューヨーク・ダウ平均株価、工業株三〇種平均)は、企業利益の増加、長期金利の低下、国内外資金の株式市場への流入により、九一年四月の三千ドルから九五年一月五千ドル、九六年一〇月六千ドル、九七年七月八千ドルへうなぎ昇りに上昇し(月平均値)、それにともない家計金融資産残高増加⁽¹⁾、キャピタルゲイン・所得増加、税収増加の関連が生じている。九三―九七年間の年平均で、個人可処分所得の増加(四・九%)にたいする配当・利子所得の増加寄与率は二五・九%、個人所得税・社会保障税増加の割合は三二・〇%をしめている(第38表より算出)。

(1) 日本の「家計の金融資産残高は一九九七年末で二二二兆九兆円となっている。米国では二七兆二千億ドル、これを九七年末の為替レート二二九・九円/ドルで換算すると三二五兆二兆円となり、米国の家計は日本の約二・九倍の金融資産を保有している」(日本開発銀行『調査』第二四四号、一九九八年七月、一四頁)。こ

第38表 個人所得の伸びの要因分解

(%)

| | | 1992 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 |
|---------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人可処分所得 | | 6.2 | 4.4 | 4.6 | 6.0 | 4.7 | 4.9 |
| 寄与度 | 賃金・給与所得 | 3.6 | 2.2 | 3.1 | 3.7 | 3.8 | 4.4 |
| | その他の勤労所得 | 0.7 | 0.7 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.2 |
| | 自営所得 | 1.1 | 0.6 | 0.4 | 0.3 | 0.6 | 0.4 |
| | 配当・利子所得 | (-)0.3 | 0.8 | 1.1 | 2.1 | 1.3 | 1.2 |
| | 移転所得 | 2.0 | 1.2 | 0.9 | 1.2 | 1.0 | 0.9 |
| | (-)所得税・社会保障税 | (-)0.9 | (-)1.1 | (-)1.4 | (-)1.4 | (-)2.0 | (-)2.1 |

(出所) Survey of Current Businessより作成(日本開発銀行『調査』第244号、1998年7月、62頁より)。

のアメリカ家計の金融資産残高のうち株式関連資産(株式直接保有、ミューチュアル・ファンド)投資信託・年金基金株式保有の計)は九七年末で五六%のシェアをしめ、たとえば四五 五四歳世帯主の家計のうち株式関連資産を保有する家計の割合はじつに四九・三%にのぼっている(同、三〇、四五頁)。

財政収支 右のように財政支出比率の低下、財政収入比率の上昇の結果、連邦財政赤字額と赤字比率は大幅に縮小した。一九八五 九六年度間に財政支出額が九四六億ドルから一兆五六〇億ドルへ六四・九%拡大したのたいして、財政収入額は七三四億ドルから一兆四五三億ドルへ九七・九%増加し、財政赤字額は二二三億ドルから一〇七五億ドルへ約二分一の水準に減少している(第39表参照)。同財政赤字額対GDP比率は、同期間に五・二%から一・四%に大幅に低下している。平均値で見ると、八五 八九年度平均三・九%が、九〇 九四年度平均四・〇%、そして九五 九六年度平均一・九%へ低下し、先進国のなかで最低の財政赤字比率を記録している。九〇 九三年度の赤字比率の増加は、主に九〇 九一年の景気後退にもなう一方での租税収入の減退と他方での失業手当や貧窮家庭への生計費補助等公的扶助費の増加によるものである。

また財政赤字の圧縮にともない国債発行額が縮小し、連邦政府債務残高の対GDP比率は九三年度の五〇・二%をピークに減少し、九六年度には四九・六%へ低下している(政府部門の国債保有分をのぞく、第39表参照)。九六年度における歳出に占める国債利払い費の割合も一五・四%にとどまっている(F. Y. 1999, Historical Tables, p. 614(7)算出)。

以上をまとめると、第一に、財政支出規模が相対的に縮小した。連邦財政支出の対GDP比率は八五 九六年度間に二

第39表 連邦財政収支⁽¹⁾ (1985 - 98年度)

(億ドル)

| 会計年度 | 支出 | 収入 | 収支尻 | 収支尻の 対GDP比率(%) | 債務残高 ⁽²⁾ | 債務残高の 対GDP比率(%) |
|-------------------|--------|--------|--------|-------------------|---------------------|--------------------|
| 1985 | 9464 | 7341 | - 2123 | - 5.2 | 1,4999 | 36.6 |
| 86 | 9905 | 7692 | - 2212 | - 5.1 | 1,7367 | 39.7 |
| 87 | 1,0041 | 8544 | - 1498 | - 3.3 | 1,8887 | 41.0 |
| 88 | 1,0645 | 9093 | - 1552 | - 3.1 | 2,0508 | 41.4 |
| 89 | 1,1437 | 9912 | - 1525 | - 2.8 | 2,1899 | 40.9 |
| 1990 | 1,2532 | 1,0320 | - 2212 | - 3.9 | 2,4107 | 42.4 |
| 91 | 1,3244 | 1,0550 | - 2694 | - 4.6 | 2,6881 | 45.9 |
| 92 | 1,3817 | 1,0913 | - 2904 | - 4.7 | 2,9988 | 48.8 |
| 93 | 1,4094 | 1,1544 | - 2550 | - 3.9 | 3,2475 | 50.2 |
| 94 | 1,4617 | 1,2586 | - 2031 | - 3.0 | 3,4321 | 50.1 |
| 95 | 1,5157 | 1,3518 | - 1639 | - 2.3 | 3,6034 | 50.1 |
| 96 | 1,5605 | 1,4531 | - 1075 | - 1.4 | 3,7330 | 49.6 |
| 97 | 1,6012 | 1,5793 | - 219 | - 0.3 | 3,7711 | 47.3 |
| 98 ⁽³⁾ | 1,6678 | 1,6579 | - 100 | - 0.1 | 3,7968 | 45.5 |

(1) オフ・バジェット収支も含む。

(2) 連邦政府勘定保有分を除く。

(3) 評価。

(出所) F. Y. 1999, Historical Tables, p. 20-21, 110-111.

三・一％から二〇・七％へ二・四％減少し、連邦政府の財貨サービス購入の対GDP比率も同じく九・八％から六・八％へ激減している。⁽²⁾ (Eco. Rep. of the Presi., 1998, p. 280, p. 304より算出)。

(2) 政府財政支出は、政府経常支出(政府消費)と政府投資および移転の支出(社会保障費・補助金・利払い・その他の移転支出)に分けられる。そのうちの政府移転の支出を差し引いた金額が政府財貨サービス購入支出である。なお州・地方政府を加えた全政府財貨サービス購入の対GDP比率も、同じく二〇・九％から一八・四％へ縮小している (ibid., p. 280, 304より算出)。

第二に、反対に、財政収入規模は相対的に増大した。連邦財政収入の対GDP比率は八五 九六年度間に一七・九％から一九・三％へ一・四％上昇している。とくに法人・個人所得関係税の増徴が目立って大きかった。

第三に、その結果財政赤字規模が大幅に縮小した。連邦財政赤字額の対GDP比率は、八五 八六年度平均五・二％から九五 九六年度平均一・九％へ激減し、九二年度平均の四・七％をピークにそれ以降連続的に低下し、九六年度には一・四％に減少している。さらに九八年度には絶対額で一〇〇億ドル、対GDP比〇・一％ときわめて小幅な赤字、そして九九年度には逆に九五億ドル、対GDP比〇・一％の若干の黒字が見込まれるにいたっている (F. Y. 1999, Historical Tables, p. 22, Budget of the U. S. Govern., F. Y. 1999, P. 10)。⁽³⁾ なお、州・地方政府の財政収支は、この間一貫して黒字勘定であったから、⁽³⁾ 州・地方政府を含む全政府の財政赤字額の対GDP比率も、八五 八六年度平均の三・〇％が九五 九六年度平均〇・五％へ大幅に低下している (F. Y. 1999, Historical Tables, p. 273より算出)。

(3) 一九九〇年度における州・地方政府の財政支出規模(自己源泉支出)

Expenditures from Own Sources) は五〇三五億ドル、租税収入規模は五八四九億ドルであり、連邦政府支出、収入のそれぞれ四〇・二%、五六・七%の規模である。州・地方税収のほかに、連邦補助金一一八四億ドルの交付がある (ibid., pp. 268-69)。

九九年二月一日発表の「二〇〇〇年度アメリカ予算教書」によれば、九八年度で実績六九二億ドル、対GDP比〇・八%の黒字に転じ、九九年度には、七九三億ドル、対GDP比〇・九%の黒字が見込まれている (Budget of the U. S. Govern., F. Y. 2000, p. 12)。ただしオフ・バジェット (老齢遺族・障害年金保険等) 勘定を除くオン・バジェット勘定に限れば、九八年度実績はなお二九九億ドルの赤字 (オフ・バジェット勘定は実績九九二億ドルの黒字) であり、二〇〇一年度に至って初めて二億ドルの黒字見込みになっている (ibid., p. 12)。「OBRA 93」制定後初の九四年二月七日発表の「一九九五年度アメリカ予算教書」における見積りと実績を比較してみると (第40表参照)、前者では九八年度でもなお一八七四億ドルの巨額な赤字見積りであったのが、実績においては同年度六九二億ドルの黒字達成になっている。じっさいの収入増加と支出削減がそれぞれ見積りを上回る予想外の好成績をあげたためであり、それぞれ約二分の一ずつ赤字解消に寄与している⁽⁴⁾。九五年一月における共和党主導の議会とクリントン政権との財政合意でも、二〇〇二年度までの財政収支均衡化達成が目標とされていたのであり、じっさいにはそれよりも四年早く財政赤字ゼロが実現しているのである。

(4) 一九九二―九八年度に、連邦財政バランスはGDPの約五・五%改善した。会計計算上では、この劇的な変化は、GDPのシェアにおいて、政府収入の増加と政府支出の減少がそれぞれだいたい等しい割合で貢献している (Eco. Rep. of

第40表 連邦財政見積りと実績

(10億ドル)

| 会計年度 | 1993 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | | | | | | |
| 94年2月見積り | 1,408.2 | 1,484.0 | 1,518.3 | 1,583.5 | 1,660.3 | 1,738.2 |
| 実績 | 1,409.4 | 1,461.7 | 1,515.7 | 1,560.5 | 1,601.2 | 1,652.6 |
| 差額 | + 1.2 | - 22.3 | - 2.6 | - 23.0 | - 59.1 | - 85.6 |
| 収入 | | | | | | |
| 94年2月見積り | 1,153.5 | 1,249.2 | 1,342.2 | 1,410.4 | 1,479.5 | 1,550.8 |
| 実績 | 1,154.4 | 1,258.6 | 1,351.8 | 1,453.1 | 1,579.3 | 1,721.8 |
| 差額 | + 0.9 | + 9.4 | + 9.6 | + 42.7 | + 99.8 | + 92.8 |
| 財政赤字 | | | | | | |
| 94年2月見積り | 254.7 | 234.8 | 176.1 | 173.1 | 180.8 | 187.4 |
| 実績 | 255.0 | 203.1 | 163.9 | 107.5 | 21.9 | + 69.2 |
| 差額 | + 0.3 | - 31.7 | - 12.2 | - 65.6 | - 58.9 | - 256.6 |

(出所) Budget of the U. S. Govern., F. Y. 1995, p. 13, F. Y. 2000, Historical Tables, pp. 20.

the Press, 1999, p. 29)

第四に、前述のように八五年二月に「八五年財政収支均衡法」、九〇年一月に「OBRA 90」、九三年八月に「OBRA 93」の諸財政規律法が制定され、財政支出の削減と増税による財政赤字圧縮の法的制度的メカニズムが形成され、同国経済のなかにビルトインされた。そしてじつさいに、右にみたように八〇年代後半以降財政赤字の大幅縮小と九〇年代末における財政収支の黒字化が実現したのであった。「この財政収支の劇的变化は、基本的には、政策変化、予想以上に早い経済成長、経済成長を上回る予想以上の税収増加の三要素の作用による」(ibid., p. 29)とみられている。だが、もし財政規律法にもとづく制度的な支出削減および租税増徴措置がなければ、あるいは景気回復 税収増加にともない財政支出が比例的に拡大したならば、財政収支の均衡化達成が不可能であったのに違いないのであり、この間の財政収支の改善は財政規律法の制約によるところがきわめて大きかったといえるのである。

戦後のアメリカでは、ほぼ一貫して拡張的財政政策が追求され、財政スペンディングの膨張に主導されて国内消費・投資が拡大し、総需要の拡大¹¹ 国内市場規模の拡張を基盤にして経済発展が実現した。そこでは不断の財政需要の追加投入 消費・投資拡大 GDP成長の関係があり、国家財政機構による需要創出・注入を基軸にして同国経済は成立ち、成長していたのであった。

以上みたような八〇年代後半以降における財政規律法の制定と財政スペンディングの圧縮ないし中断は、そうしたアメリカの伝統的な経済政策の劇的变化と三〇年代ニューディール以降の従来内需主導型経済からの転換志向を意味するのである。